資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千四百万円減少し千六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年一月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十三年十一月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十二月五日

掲載頁　一二六頁（号外第二六一号）

平成二十三年十二月十二日

大阪府箕面市船場西二丁目一番一一号

五陽開発株式会社

代表取締役　玉木順一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。減少する五千五百万円は資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　福岡市において発行される西日本新聞

掲載の日付　平成二十三年十一月三十日

掲載頁　三十二頁

平成二十三年十二月十二日

熊本県山鹿市鹿本町石渕一一〇三番地の二

株式会社熊本チキン

代表取締役　山内　智雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月十三日

掲載頁　九十六頁（号外第一二四号）

平成二十三年十二月十二日

鹿児島県薩摩川内市宮内町一番二六号

鹿児島興産株式会社

代表取締役　地蔵　繁樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十二月十二日

東京都港区芝五丁目三三番七号

アイコムシステック株式会社

代表取締役社長　島田　義明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十二月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十二月十二日

東京都立川市曙町三丁目二二番五号

株式会社ライフステーション

代表取締役　山口　真

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、平成二十三年十二月二十七日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十二月十二日

新潟県柏崎市新橋五番一二号

原酒造株式会社

代表取締役　原　吉隆

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十二月十二日

長野県千曲市大字森二五四三番地

森食品工業株式会社

代表取締役　竹口　孝男

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十二月十二日

長野県千曲市大字森二五四三番地

森食品工業株式会社

代表取締役　竹口　孝男

限定承認公告

本籍福島県伊達郡国見町大字山崎字沢田一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　公彦

右被相続人は平成二十三年五月九日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月五日福島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日

福島県伊達郡国見町大字山崎字沢田一番地

限定承認者　佐藤　征子

限定承認公告

本籍茨城県結城市大字結城五三五番地、最後の住所茨城県結城市大字結城七三〇七番地三

被相続人　亡　安藤　嘉胤

右被相続人は平成二十二年九月二十五日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月一日水戸家庭裁判所下妻支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日

神奈川県川崎市幸区戸手本町二丁目二四三番地一オーチャードプラザ七一四

限定承認者　安藤　彰彦

限定承認公告

本籍兵庫県篠山市小多田一八〇一番地、最後の住所兵庫県尼崎市南塚口町三丁目二五番二八―一〇七号

被相続人　亡　丹後　昭夫

右被相続人は平成二十三年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月二日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日

神戸市垂水区東垂水二丁目一二番二〇―四〇八号

相続財産管理人　丹後　和也

限定承認公告

本籍福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿二〇八七番地、最後の住所福岡県北九州市戸畑区菅原一丁目五番二四号　被相続人　亡　藤崎　常雄

右被相続人は平成二十三年九月十八日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月一日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日

福岡県遠賀郡岡垣町旭南一三―三

相続財産管理人　石松しんせい

正誤

ページ	段	行	誤	正
五	下	終りから三	467	469
六	〃	二四	1979	1973
七	上	終りから一六	（AQIM）	（AQMI）
〃	〃	〃	AQIM	AQMI
八	〃	〃	キャンマディ	キャンくマディ
〃	〃	三	〃Numbeer	〃Number
一一	〃	〃	六アッベス	アッバース
〃	下	終りから一三	ぐャイク	ぐャイク
一四	上	終りから九	キャンくマディ	キャンくメディ
〃	〃	終りから二		

（印刷誤り）

一四　終りから一四　宿　瞳　宿　**瞳**

（原稿誤り）

平成二十三年十一月十八日号外第二百四十八号外務省告示第三百八十号（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月九日付特第五四号八　政府調達第二三二号八〇ペ

ページ●同月十二日付第二六七号六四ページ●同日付

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）